

■低炭素建築物新築等計画の認定等に関する申請手数料(長崎市)

□認定手数料は、建築物の区分別で、以下のとおりです。

R7.4.1

1. 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(法第54条関係)

①一戸建て住宅の場合(注1)

認定住宅の件数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1件	4,600	17,200	24,900	33,800

注1)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合の手数料は②又は③による。

②共同住宅等(※1)又は複合建築物(※2)の住宅部分のみの場合(注2)

次のA「戸数に応じた金額」にB「共用部分の面積に応じた金額」を加えた金額(A+B)

A「戸数に応じた金額」

認定住宅の戸数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1戸 (戸建住宅、共同住宅等他)	4,600	17,200	24,900	33,800
共同住宅等他	1戸超 5戸以下	9,300	32,500	49,900
	5戸超 10戸以下	15,900	47,100	70,200
	10戸超 25戸以下	26,500	67,600	100,400
	25戸超 50戸以下	44,400	102,100	146,300
	50戸超 100戸以下	79,600	154,500	213,900
	100戸超 200戸以下	126,000	220,200	295,300
	200戸超 300戸以下	159,100	284,500	385,200
	300戸超	169,800	323,600	446,800

B「共用部分の面積に応じた金額」(注3)

共用部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
300m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+9,300	A「戸数に応じた金額」+108,100
300m ² 超 2,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+26,500	A「戸数に応じた金額」+178,400
2,000m ² 超 5,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+79,600	A「戸数に応じた金額」+277,900
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+126,000	A「戸数に応じた金額」+356,800
10,000m ² 超 25,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+159,100	A「戸数に応じた金額」+426,400
25,000m ² 超	A「戸数に応じた金額」+198,900	A「戸数に応じた金額」+496,700

注2)複合建築物の全体である場合の手数料は③による。

注3)共用部分がない場合はBの金額を0とする。

※1…:(共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

③複合建築物(※2)の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

建築物の戸数および床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
複合建築物における共同住宅等の②(注4)と非住宅部分の面積による④の区分	共同住宅等の②(注4)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額	共同住宅等の②(注4)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額

注4)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合は、②の戸数が1の場合を適用する

④非住宅建築物又は複合建築物(※2)の非住宅部分のみの場合

非住宅部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※3)の場合】
300m ² 以内	9,300	238,700 (108,100)
300m ² 超 2,000m ² 以内	26,500	380,700 (178,400)
2,000m ² 超 5,000m ² 以内	79,600	541,800 (277,900)
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	126,000	664,500 (356,800)
10,000m ² 超 25,000m ² 以内	159,100	783,200 (426,400)
25,000m ² 超	198,900	893,900 (496,700)

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

※3…:(工場等)国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。

2. 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(法55条関係)

①一戸て建住宅の場合(注1)

認定住宅の変更を行う件数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1件	2,300	8,600	12,400	16,900

注1)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合の手数料は②又は③による。

②共同住宅等(※1)又は複合建築物(※2)の住宅部分のみの場合(注2)

次のA「戸数に応じた金額」にB「共用部分の面積に応じた金額」を加えた金額(A+B)

A「戸数に応じた金額」(注3)

認定住宅の変更を行う戸数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1戸 (戸建住宅、共同住宅等他)	2,300	8,600	12,400	16,900
共同住宅等の戸数	1戸超 5戸以下	4,600	16,200	24,900
	5戸超 10戸以下	7,900	23,500	35,100
	10戸超 25戸以下	13,200	33,800	50,200
	25戸超 50戸以下	22,200	51,000	73,100
	50戸超 100戸以下	39,800	77,200	106,900
	100戸超 200戸以下	63,000	110,100	147,600
	200戸超 300戸以下	79,500	142,200	192,600
	300戸超	84,900	161,800	223,400

B「共用部分の面積に応じた金額」(注4)

変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)による区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
300m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+9,300	A「戸数に応じた金額」+108,100
300m ² 超 2,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+26,500	A「戸数に応じた金額」+178,400
2,000m ² 超 5,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+79,600	A「戸数に応じた金額」+277,900
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+126,000	A「戸数に応じた金額」+356,800
10,000m ² 超 25,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+159,100	A「戸数に応じた金額」+426,400
25,000m ² 超	A「戸数に応じた金額」+198,900	A「戸数に応じた金額」+496,700

注2)複合建築物の全体である場合の手数料は③による。

注3)住戸部分の変更がない場合はAの金額を0とする。

注4)共用部分の変更がない場合はBの金額を0とする。

※1…:(共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

③複合建築物(※2)の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

建築物の戸数および床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
複合建築物における共同住宅等の②(注5)と非住宅部分の面積による④の区分	共同住宅等の②(注5)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額	共同住宅等の②(注5)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額

注5)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合は、②の戸数が1の場合を適用する

④非住宅建築物又は複合建築物(※2)の非住宅部分の場合

非住宅建部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※3)の場合】
変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)の合計		
300m ² 以内	9,300	238,700 (108,100)
300m ² 超 2,000m ² 以内	26,500	380,700 (178,400)
2,000m ² 超 5,000m ² 以内	79,600	541,800 (277,900)
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	126,000	664,500 (356,800)
10,000m ² 超 25,000m ² 以内	159,100	783,200 (426,400)
25,000m ² 超	198,900	893,900 (496,700)

※1…:(共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

※3…:(工場等)国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。

3. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定申請手数料 (建築確認審査の申出がある場合)(法第54条第2項関係)

上記1(変更認定の場合は2)の各用途毎の(変更)認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】及び構造計算適合性判定手数料【該当する場合のみ】を加算する。(構造計算適合性判定手数料については1.10を乗じた額を加算する。)